

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、第一種会員(デリバティブ)が、顧客と継続して、かつ、反復して暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合において、その顧客からの注文受付及び約定処理(以下、これらを総称して「受注管理」という。)に関し、適正な業務運営を行うために必要な事項を定めることにより、第一種会員(デリバティブ)における受注管理の実施に係る体制(以下「受注管理体制」という。)の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(社内規則の制定)</p> <p>第2条 第一種会員(デリバティブ)は、取引の受注管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 取引の決済代金又は決済に用いる暗号資産等の受領に</p>	<p>規則名 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、会員が、顧客と継続して、かつ、反復して暗号資産関連デリバティブ取引を行う場合において、その顧客からの注文受付及び約定処理(以下、これらを総称して「受注管理」という。)に関し、適正な業務運営を行うために必要な事項を定めることにより、会員における受注管理の実施に係る体制(以下「受注管理体制」という。)の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(社内規則の制定)</p> <p>第2条 会員は、取引の受注管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 取引の決済代金又は決済に用いる暗号資産の受領に関する事項</p>

関する事項

(略)

(責任部門等)

第3条 **第一種会員（デリバティブ）**は、前条で定める社内規則その他本規則に定める受注管理業務を担当する部門（以下「受注管理部門」という。）を設置しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、受注管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を受注管理部門に配置しなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、受注管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

4 **第一種会員（デリバティブ）**は、受注管理部門並びにその責任者及び担当役員を、「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」第4条に定める取引審査部門（以下「取引審査部門」という。）から独立させるものとし、受注管理部門と取引審査部門が相互に牽制が図れる体制（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。

(受注管理体制の実効性の確保)

第4条 **第一種会員（デリバティブ）**は、受注管理業務が法令及び社内規則に基づき適切に行われているかについて、取引審査部門や内部監査部門等をして、定期的に点検しなければならない

(略)

(責任部門等)

第3条 **会員**は、前条で定める社内規則その他本規則に定める受注管理業務を担当する部門（以下「受注管理部門」という。）を設置しなければならない。

2 **会員**は、受注管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を受注管理部門に配置しなければならない。

3 **会員**は、受注管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

4 **会員**は、受注管理部門並びにその責任者及び担当役員を、「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」第4条に定める取引審査部門（以下「取引審査部門」という。）から独立させるものとし、受注管理部門と取引審査部門が相互に牽制が図れる体制（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。

(受注管理体制の実効性の確保)

第4条 **会員**は、受注管理業務が法令及び社内規則に基づき適切に行われているかについて、取引審査部門や内部監査部門等を

ない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、受注管理業務において発生した顧客とのトラブルについて、その内容及び発生理由を究明するとともに今後の対処方法を検討し、同業務の改善に努めなければならない。

（不公正取引の防止）

第5条 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客によって「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」第2条第1項に定める不公正取引が行われないよう取引の受注管理に努めなければならない。

（最良取引条件での執行）

第6条 **第一種会員（デリバティブ）**は、暗号資産等関連デリバティブ取引に関し、顧客に複数の取引の方法を提供する場合には、当該会員が取り扱う暗号資産等又は暗号資産等関連金融指標の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を定めて公表し、かかる方針及び方法に従って適切に当該顧客の注文を執行する体制を整備しなければならない。

（業務の取扱時間）

第7条 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間を定め、顧客に周知しなければならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項に定める営業日又は

して、定期的に点検しなければならない。

- 2 **会員**は、受注管理業務において発生した顧客とのトラブルについて、その内容及び発生理由を究明するとともに今後の対処方法を検討し、同業務の改善に努めなければならない。

（不公正取引の防止）

第5条 **会員**は、顧客によって「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」第2条第1項に定める不公正取引が行われないよう取引の受注管理に努めなければならない。

（最良取引条件での執行）

第6条 **会員**は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、顧客に複数の取引の方法を提供する場合には、当該会員が取り扱う暗号資産等（金融商品取引法第185条の23第1項に定める暗号資産等をいう。）の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を定めて公表し、かかる方針及び方法に従って適切に当該顧客の注文を執行する体制を整備しなければならない。

（業務の取扱時間）

第7条 **会員**は、顧客からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間を定め、顧客に周知しなければならない。

- 2 **会員**は、前項に定める営業日又は営業時間に営業を休止す

営業時間に営業を休止する場合には、あらかじめ顧客にその日時を周知しなければならない。

(注文等の確認)

第8条 **第一種会員（デリバティブ）**は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して顧客から注文を受け付ける場合には、当該注文の内容を、顧客が当該注文に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し、かつ訂正できるように、顧客の取引環境を整備しなければならない。

(注文伝票)

第9条 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客からの注文を記録した**金融商品取引業等に関する府令（以下「業府令」という。）**第157条第1項第3号に定める注文伝票（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、注文伝票を業府令第158条各項の定めにしたがって作成しなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、電子情報機器を介して自動的に受注する仕組みを用いて注文を受け付ける場合には、可能な限り最少の時間単位をもって受注時刻を記録し、注文伝票としてそのデータを保管しなければならない。

(注文訂正)

第10条 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客から注文の取消し又は注文内容の変更を受け付けたときには、当該取消し又は変

る場合には、あらかじめ顧客にその日時を周知しなければならない。

(注文等の確認)

第8条 **会員**は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して顧客から注文を受け付ける場合には、当該注文の内容を、顧客が当該注文に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し、かつ訂正できるように、顧客の取引環境を整備しなければならない。

(注文伝票)

第9条 **会員**は、顧客からの注文を記録した**金商業府令**第157条第1項第3号に定める注文伝票（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

2 **会員**は、注文伝票を業府令第158条各項の定めにしたがって記録しなければならない。

3 **会員**は、電子情報機器を介して自動的に受注する仕組みを用いて注文を受け付ける場合には、可能な限り最少の時間単位をもって受注時刻を記録し、注文伝票としてそのデータを保管しなければならない。

(注文訂正)

第10条 **会員**は、顧客から注文の取消し又は注文内容の変更を受け付けたときには、当該取消し又は変更前の注文内容、変更後

更前の注文内容、変更後の注文内容その他必要な情報を記録した訂正伝票（電磁的記録によるものを含む。）を作成し、前条に規定する注文伝票として、7年間これを保管しなければならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、電子情報機器を介して自動的に注文の取消し又は内容の変更を受け付ける仕組みを用いて注文訂正を受け付ける場合には、元の発注情報が容易に検索できるようにデータを整理し、これを保管しなければならない。
- 3 **第一種会員（デリバティブ）**は、注文の取消し又は注文内容の変更を役職員の判断によって強制入力する場合には、あらかじめ定める強制入力の承認手続きによりこれを行うものとし、強制入力を行った者及びこれを承認した者、強制入力を行った時刻及びその内容その他必要な情報を記録し、かかる情報を、強制入力による処理とそれ以外の処理とが容易に判別できる状態をもって保管しなければならない。
- 4 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項に基づいて強制入力を実施した場合には、速やかに取引審査部門に対して、強制入力を実施した旨及びその内容を連絡しなければならず、連絡を受けた取引審査部門は、当該強制入力が適正な判断により行われたものであったかを検証の上、**当該**会員及び役職員による不公正な処理が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。第一

の注文内容その他必要な情報を記録した訂正伝票（電磁的記録によるものを含む。）を作成し、前条に規定する注文伝票として、7年間これを保管しなければならない。

- 2 **会員**は、電子情報機器を介して自動的に注文の取消し又は内容の変更を受け付ける仕組みを用いて注文訂正を受け付ける場合には、元の発注情報が容易に検索できるようにデータを整理し、これを保管しなければならない。
- 3 **会員**は、注文の取消し又は注文内容の変更を役職員の判断によって強制入力する場合には、あらかじめ定める強制入力の承認手続きによりこれを行うものとし、強制入力を行った者及びこれを承認した者、強制入力を行った時刻及びその内容その他必要な情報を記録し、かかる情報を、強制入力による処理とそれ以外の処理とが容易に判別できる状態をもって保管しなければならない。
- 4 **会員**は、前項に基づいて強制入力を実施した場合には、速やかに取引審査部門に対して、強制入力を実施した旨及びその内容を連絡しなければならず、連絡を受けた取引審査部門は、当該強制入力が適正な判断により行われたものであったかを検証の上、**会員**及び役職員による不公正な処理が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。**会員**は、当該意思決定機関の関与

種会員（デリバティブ）は、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

（発注制限）

第 11 条 **第一種会員（デリバティブ）** は、顧客からの注文に関し、次の各号に掲げる制限について、**当該会員**において適切と認められる水準をあらかじめ設定するなど適正な受注環境を維持するために必要な措置を講じなければならない。

（略）

- 2 **第一種会員（デリバティブ）** は、前項第 2 号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（以下「管理者」という。）を設置しなければならない。

（略）

（約定処理）

第 12 条 **第一種会員（デリバティブ）** は、顧客からの注文を約定処理する際の基準を定めなければならない。

（略）

- 3 **第一種会員（デリバティブ）** は、顧客注文を約定処理する場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（略）

- 4 **第一種会員（デリバティブ）** は、前 3 項により定めた事項を適正に実行し、顧客からの注文を約定処理するための電子情報処理組織を整備し、その保守点検に努めなければならない。

の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

（発注制限）

第 11 条 **会員** は、顧客からの注文に関し、次の各号に掲げる制限について、会員において適切と認められる水準をあらかじめ設定するなど適正な受注環境を維持するために必要な措置を講じなければならない。

（略）

- 2 **会員** は、前項第 2 号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（以下「管理者」という。）を設置しなければならない。

（略）

（約定処理）

第 12 条 **会員** は、顧客からの注文を約定処理する際の基準を定めなければならない。

（略）

- 3 **会員** は、顧客注文を約定処理する場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（略）

- 4 **会員** は、前 3 項により定めた事項を適正に実行し、顧客からの注文を約定処理するための電子情報処理組織を整備し、その保守点検に努めなければならない。

5 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項の保守点検を行った場合には、その結果を記録し、3年間これを保存しなければならない。

（約定処理の制限）

第13条 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客からの注文に係る約定処理において、顧客全体の注文状況その他のやむを得ぬ理由により、あらかじめ顧客との取引に係る契約により示された取引価格又は取引数量に係る条件と異なる制限を一時的に設ける場合は、その内容及び制限期間について、速やかに顧客に告知しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項により一時的に制限を設けた取引条件を解除する場合には、その旨を速やかに顧客に告知しなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、第1項による制限措置を行った場合には当該制限措置の理由を、当該制限措置を解除した場合にはその理由を、それぞれ公表しなければならない。

4 **第一種会員（デリバティブ）**は、取引の制限措置及び解除に関する決裁権を有する者及び決裁手順をあらかじめ定め、当該定めに従って制限措置の発動及び解除を行わなければならない。

（実勢価格からの乖離の防止）

第14条 **第一種会員（デリバティブ）**は、自社の取り扱う暗号資産

5 **会員**は、前項の保守点検を行った場合には、その結果を記録し、3年間これを保存しなければならない。

（約定処理の制限）

第13条 **会員**は、顧客からの注文に係る約定処理において、顧客全体の注文状況その他のやむを得ぬ理由により、あらかじめ顧客との取引に係る契約により示された取引価格又は取引数量に係る条件と異なる制限を一時的に設ける場合は、その内容及び制限期間について、速やかに顧客に告知しなければならない。

2 **会員**は、前項により一時的に制限を設けた取引条件を解除する場合には、その旨を速やかに顧客に告知しなければならない。

3 **会員**は、第1項による制限措置を行った場合には当該制限措置の理由を、当該制限措置を解除した場合にはその理由を、それぞれ公表しなければならない。

4 **会員**は、取引の制限措置及び解除に関する決裁権を有する者及び決裁手順をあらかじめ定め、当該定めに従って制限措置の発動及び解除を行わなければならない。

（実勢価格からの乖離の防止）

第14条 **会員**は、自社の取り扱う暗号資産等について、実勢価格と

等又は暗号資産等関連金融指標について、実勢価格と認めるデータをあらかじめ特定の上、自社における当該暗号資産等又は暗号資産等関連金融指標の取引価格が、当該実勢価格から著しく乖離することのないように、取引価格を常に監視しなければならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、自ら取引価格を決定する場合又は当該会員が契約する特定の第三者をして取引価格を決定させる場合には、取引価格が実勢価格に準拠していると判断できる範囲をあらかじめ設定するものとし、取引価格が当該範囲を超えて実勢価格との乖離が生じた場合には、注文受付及び約定処理を一時中止するなど顧客保護のために必要な措置を講じなければならない。

（価格急変防止措置）

第15条 **第一種会員（デリバティブ）**は、次の各号の方法のうち、当該会員の業務内容に応じて適切と認められる方法により、取引価格の急変を防止するための措置の導入に努めなければならない。

（略）

（取引データの保存等）

第16条 **第一種会員（デリバティブ）**は、取引価格の推移を検証するため、取引価格のデータを3年間保存するよう努めなければならない。

（略）

認めるデータをあらかじめ特定の上、自社における当該暗号資産等の取引価格が、当該実勢価格から著しく乖離することのないように、取引価格を常に監視しなければならない。

- 2 **会員**は、自ら取引価格を決定する場合又は会員が契約する特定の第三者をして取引価格を決定させる場合には、取引価格が実勢価格に準拠していると判断できる範囲をあらかじめ設定するものとし、取引価格が当該範囲を超えて実勢価格との乖離が生じた場合には、注文受付及び約定処理を一時中止するなど顧客保護のために必要な措置を講じなければならない。

（価格急変防止措置）

第15条 **会員**は、次の各号の方法のうち、当該会員の業務内容に応じて適切と認められる方法により、取引価格の急変を防止するための措置の導入に努めなければならない。

（略）

（取引データの保存等）

第16条 **会員**は、取引価格の推移を検証するため、取引価格のデータを3年間保存するよう努めなければならない。

（略）

<p>3 第一種会員（デリバティブ）は、金融商品取引法第 156 条の 64 に基づき、金融庁に対して取引情報を報告しなければならない。</p> <p>（システムトラブルによる注文受付等の停止）</p> <p>第 17 条 第一種会員（デリバティブ）は、受注管理業務を行うシステムに障害が発生し、注文受付又は約定処理が遅延又は停止した場合には、その発生を直ちに顧客に告知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、第一種会員（デリバティブ）は、法令及び「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則」の定めに従いシステム障害報告を行うとともに、その写しを協会に提出しなければならない。</p> <p>（犯罪が疑われる場合の措置）</p> <p>第 18 条 第一種会員（デリバティブ）は、顧客と行う暗号資産等関連デリバティブ取引について、捜査機関等から顧客との取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認められるときは、速やかに、当該取引を停止するなど、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 会員は、金融商品取引法第 156 条の 64 に基づき、金融庁に対して取引情報を報告しなければならない。</p> <p>（システムトラブルによる注文受付等の停止）</p> <p>第 17 条 会員は、受注管理業務を行うシステムに障害が発生し、注文受付又は約定処理が遅延又は停止した場合には、その発生を直ちに顧客に告知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、会員は、法令及び「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則」の定めに従いシステム障害報告を行うとともに、その写しを協会に提出しなければならない。</p> <p>（犯罪が疑われる場合の措置）</p> <p>第 18 条 会員は、顧客と行う暗号資産関連デリバティブ取引について、捜査機関等から顧客との取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認められるときは、速やかに、当該取引を停止するなど、必要な措置を講じなければならない。</p>
--	--

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則」に関するガイドライン

新旧対照表

改 正 案	現 行
-------	-----

ガイドライン名

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則」に関するガイドライン

第6条関係

「利用者に複数の取引を提供する場合」としては、以下のよう
な場面があります。

- ・複数のマッチング取引の場を提供する場合
- ・処理速度や手数料等の異なる複数の取引を提供する場合

最良執行の方針及び方法については、原則として暗号資産等
又は暗号資産等関連金融指標の種類ごとに定める必要がありま
すが、当該方針及び方法が共通する暗号資産等又は暗号資産等
関連金融指標については、最良執行の方針及び方法をまとめて
策定することも可能です。

第14条第1項関係

実勢価格とする値の提供元については、会員各社が適当と判
断する提供者とします。例えば有力な情報ベンダーが提供する値
や当該暗号資産等又は暗号資産等関連金融指標の取扱いが最も
多いと見込まれる同業者などが提供する値を用いることやそれ

ガイドライン名

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に
関する規則」に関するガイドライン

第1条関係

本規則において「会員」とは暗号資産関連デリバティブ取引業
者である第一種会員を指します。

第6条関係

「利用者に複数の取引を提供する場合」としては、以下のよう
な場面があります。

- ・複数のマッチング取引の場を提供する場合
- ・処理速度や手数料等の異なる複数の取引を提供する場合

最良執行の方針及び方法については、原則として暗号資産の
種類ごとに定める必要がありますが、当該方針及び方法が共通
する暗号資産については、最良執行の方針及び方法をまとめて
策定することも可能です。

第14条第1項関係

実勢価格とする値の提供元については、会員各社が適当と判
断する提供者とします。例えば有力な情報ベンダーが提供する値
や当該暗号資産等の取扱いが最も多いと見込まれる同業者など
が提供する値を用いることやそれらの情報提供元のデータを取

らの情報提供元のデータを取り混ぜて監視用の値を抽出し使用することも支障はありません。ただし、情報提供元自体がミスレートを発信することや異常な取引価格の影響を受けた値を発信する可能性についても留意する必要があります。ホワイトラベルなど、他の事業者に約定等の管理を委託する会員においては、自ら実勢価格を定めた上で、委託先事業者の決定する価格をモニタリングし、異常事態を検知したときには委託先事業者に、その是正を求めることが望まれます。しかしながら実勢価格を自ら定め、モニタリングするためには相当の経営資源を投下する必要があり、現実的な対処が困難となる場合があります。このような場合には、自らが実勢価格を用いて委託先の決定する取引価格を監視することに代わり、委託先事業者におけるモニタリング及びその対処状況に係る報告を、当該委託先事業者から定期的に及び適宜に受けることが求められます。

り混ぜて監視用の値を抽出し使用することも支障はありません。ただし、情報提供元自体がミスレートを発信することや異常な取引価格の影響を受けた値を発信する可能性についても留意する必要があります。ホワイトラベルなど、他の事業者に約定等の管理を委託する会員においては、自ら実勢価格を定めた上で、委託先事業者の決定する価格をモニタリングし、異常事態を検知したときには委託先事業者に、その是正を求めることが望まれます。しかしながら実勢価格を自ら定め、モニタリングするためには相当の経営資源を投下する必要があり、現実的な対処が困難となる場合があります。このような場合には、自らが実勢価格を用いて委託先の決定する取引価格を監視することに代わり、委託先事業者におけるモニタリング及びその対処状況に係る報告を、当該委託先事業者から定期的に及び適宜に受けることが求められます。